

## 商 品 説 明 書

## 貯 蓄 預 金

※この「商品説明書」は、貯蓄預金の商品内容の概要を記載したものです。詳しくは「貯蓄預金規定」をご覧ください。

※本説明書は、令和元年10月1日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。

1. 商品名	貯蓄預金 ・基準残高30万円のもの：貯蓄預金Ⅰ型 ・基準残高10万円のもの：貯蓄預金Ⅱ型
2. ご利用いただける方	個人のお客様
3. 預入期間	定めはございません。
4. 預入	
(1) 預入方法	随時お預け入れいただけます。 店頭またはATM（通帳またはカード）によるご入金ができます。
(2) 預入金額	1円以上
(3) 預入単位	1円単位
5. 払戻方法	随時払い戻しいたします。 店頭または、ATM（カードによる）での払い戻しができます。
6. 利息	
(1) 適用利率	貯蓄預金Ⅰ型については、基準残高を30万円、貯蓄預金Ⅱ型については基準残高を10万円とし毎日の最終残高が基準残高以上となった期間は当該期間における店頭表示の各々の「基準残高以上利率」を適用し、毎日の最終残高が基準残高未満となった期間は、当該期間における店頭表示の各々の「基準残高未満利率」を適用します。 （金利は、各営業店へお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。）
(2) 利払方法	毎年3月と9月の第2日曜日の翌日に口座へご入金いたします。
(3) 計算方式	毎日の最終残高1,000円以上につき付利単位1円とし、1年を365日とする日割計算。（円未満切捨て）
(4) 税金	利息に対し20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
7. 手数料	・貯蓄預金Ⅰ型で、毎月1日から末日までの1ヶ月間に5回を超えて払い戻しをされると、その回数を超えるそれぞれの払い戻しについて、当組合所定の払戻回数超過手数料をいただきます。 ・キャッシュカードによるお預け入れ・お支払い等の際に、当組合およびオンライン提携金融機関等の所定の利用手数料を定めているときは、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがございます。
8. 中途解約時の取扱い	
9. 付加できる特約事項	
(1) マル優	マル優制度の条件を満たす個人のお客様はご利用いただけます。
10. その他参考となる事項	
(1) キャッシュカード	ご要望のお客様にはキャッシュカードを発行します。

(2) 通帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳を発行いたします。</li> <li>・通帳にご記帳いただいていない明細が、毎月17日時点で120件を超過し翌月7日までに未記帳が解消されていない場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。</li> </ul>
(3) 預金保険制度	<p>本商品は預金保険制度の対象です。(預金保険制度により保護される他の預金と合算して、預金者一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。)</p> <p>詳しくは、各営業店へお問い合わせください。</p>
11. 苦情処理措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置</li> </ul> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室(総務課)にお申し出ください。</p> <p><b>【お客様相談室(総務課)】</b></p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：045-641-2904</p> <p>所在地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2</p> <p>なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.shikashin.co.jp">https://www.shikashin.co.jp</a></p>
12. 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争解決措置</li> </ul> <p>東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室(総務課)またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p><b>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</b></p> <p>受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</li> </ul> <p>例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716)</p> <p>※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。</p> <p>具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>